第八條　すう事を得ず。

第九條　党大会の議事は出席代議員の過半数を以て決す可否同数なる時は議長之を決す。

党大会は中央執行委員長一名中央執行委員若干名書記長会計各一名及会計監査若干名を選出するものとす

但し中央執行委員は他方支部聯合会は必要ある時は支部を選挙区として選出す其の選出の比率は別表の定むる所に依る必要なる場合には大会は次上の規定に依らずして選出する事を得。

第十條　党大会は書記長及会計各一名を選出す。

第十一條　中央執行委員会は次期大会に至る迄の最高執行機関にして大会に対し責任を負う。

第二節　中央執行委員会

第三節　常任中央執行委員会

本党常務の執行機関として常任中央執行委員会を置く

特に緊急の場合には常任中央執行委員会は中央執行委員会に代り審議決行す

而して其行動は凡て次期中央執行委員会の承認を経ることを要す。

第十二條　常任中央執行委員会は常任中央執行委員長及常任中央執行委員長之を兼ね常任中央委員は中央執行委員会に於て互選す

第四節　部門

第十三條　中央執行委員会は必要に應じ政治、組織、宣伝、教育調査機関、組合対策、婦人、国際等の部門を設くるものとす

第十四條　各部門は中央執行委員会の統制を受く

第十五條　各部門は部長一名、部員若干名を以て構成し中央執行委員会之を任免す

第五章　本部役員

本部に左の役員を置く

一、中央執行委員長　一名　二、書記長　一名

三、会計　一名　四、部長　若干名

第十六條　中央執行委員長は党を代表し党務を総括す

第十七條　書記長は中央執行委員長を補佐し党務を処理す

その下に書記若干名を置き中央執行委員会を任免す

第十八條　会計は党の会計事務を處理す

第十九條　各部長は常任中央執行委員之に当り当該部門の任務を